

日帰り（一泊）人間ドック利用細則

この細則は、各種健康診査実施規程（以下、「規程」という。）の日帰り（一泊）人間ドック利用手続等を定めるものとする。

1 利用対象者

35歳以上の被保険者及び被扶養者

ただし、当年度中の定期健康診断受診、特定健診受診との併用は認められません。

2 利用手続

当組合と契約による健診機関・医療機関及び健康保険組合連合会との契約により指定された病院の利用手続は次のとおりとする。

- （1）利用希望者はあらかじめ利用しようとする健診機関等に予約をし、利用希望日の前月末までに「人間ドック利用申込書」により組合に申込みものとする。
- （2）前号の申込のあったとき組合は利用希望者の受診資格を確認の上、利用希望者に利用通知を行なうものとする。
- （3）利用者は前号に交付された利用券を健診機関等に提出して受診するものとする。
- （4）健診費用及び健診結果は、利用機関より通知がされ、健診費用については、一旦全額を組合から利用機関に支払し、被保険者・被扶養者の一部負担金は、組合から事業所経由にて受診者に通知し組合の指定口座に振り込むこととする。

※ 事前に利用券等使用せず全額健診費用を負担した場合の手続きは次のとおりとする。
「人間ドック利用補助金請求書」に、支払った領収書写し及び健診結果票写しを添付し組合に請求するものとする。

3 受診者の一部負担額

受診者の負担額は、検診費用額から下記金額を控除した額とする。

- | | | | | |
|-----------|------|---------|------|---------|
| （1）日帰りドック | 被保険者 | 24,000円 | 被扶養者 | 18,000円 |
| （2）一泊ドック | 被保険者 | 41,000円 | 被扶養者 | 31,000円 |

4 利用できる医療機関の名称、所在地等

- （1）兵庫県内・県外の契約医療機関の名称、所在地は別表のとおりとする。

健康保険組合連合会との契約機関は、みづほ健保組合ホームページに掲載する。

- （2）日帰り（一泊）人間ドックの検査範囲は次のとおりとする。

- ①問診 ②血圧測定 ③身体測定 ④内科診察 ⑤胸部レントゲン ⑥心電図
⑦聴力 ⑧血液 ⑨検尿 ⑩胃レントゲン ⑪その他

附 則

この細則は平成27年4月1日から施行する。